

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
が休業、  
当日の翌  
日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(二件) (地方課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

土地改良法による換地処分(二件) (〃)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

鳥取県指定代理金融機関の名称等の一部改正(会計課)

◇ 正 誤 昭和六十一年十月鳥取県告示第八百四十八号中訂正

昭和六十二年九月鳥取県規則第五十二号中訂正

昭和六十二年九月鳥取県告示第七百二十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による市場地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年十月九日現在の地番による。)
下石見字ソリ田ノ内	下石見字ソリ田ノ内のうち一〇〇の一の一部、一〇一の一の一部以外の区域 下石見字土居ノ前一五五の一の一部及びこれと一体となす国有地並びに一五二の一、一五二の二、一五三の一と一体をなす国有地の一部
下石見字寺畑ケ	下石見字寺畑ケのうち一一一の一、一一二から一一五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下石見字今宮	下石見字寺畑ケ一一一の一、一一二から一一五まで及びこれらと一体をなす国有地 下石見字今宮の全域 下石見字今宮奥一二四、一二五の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 下石見字古都屋敷ノ内一二九、一三〇、一三一の二の一部、

下石見字今宮奥	一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下石見字要害二〇七〇の一部
下石見字古都屋敷ノ内	下石見字今宮奥のうち一二四、一二五の一部、一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下石見字古都屋敷ノ内のうち二二九、一三〇、一三一の二の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下石見字要害二〇七〇の一部
前下石見字土居ノ内	下石見字ソリ田ノ内のうち一〇〇の二の一部、一〇一の二の一部 下石見字土居ノ前のうち一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五二の二、一五三の二、一五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
下石見字中渡上ヘノ内	下石見字土居ノ前一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下石見字中渡上ヘノ内のうち一九一の二の一部、一九一の五の一部及び一八六、一八八と一体をなす国有地の一部以外の区域 下石見字要害二〇一の三の一部
下石見字ヒヤケ田	下石見字中渡上ヘノ内一八六、一八八と一体をなす国有地の一部 下石見字ヒヤケ田のうち一九四の二の一部以外の区域 下石見字要害一九九の二の一部、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の二、二〇〇と一体をなす国有地の一部
下石見字苦菜	下石字中渡上ヘノ内一九一の二の一部、一九一の五の一部 下石見字ヒヤケ田一九四の二の一部

下石見字川崎田	下石見字苦菜のうち一九九の二の一部、一九九の二の一部、二〇一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の二、二〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
下石見字徳兵衛田	下石見字川崎田のうち二〇六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下石見字川崎田二〇六の一及びこれらと一体をなす国有地 下石見字徳兵衛田の全地 下石見字ウリ田二一四の二、二一五の二、二一五の三、二一七の二、二一八の一、二一八の三及びこれらと一体をなす国有地
下石見字ウリ田	下石見字ウリ田のうち二一四の二、二一五の二、二一五の三、二一七の二、二一八の一、二一八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下石見字要害	下石見字要害のうち二〇七〇の一部以外の区域

鳥取県告示第七百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による良田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年五月一日現在の地番による。）
良田字輪ノ内	良田字輪ノ内のうち四三の一部、四六の一部、四八の一部、四八の二の一部、六六の二の一部、六七の一部及び四三、四六、四八の二、四八の二、五九の二、六六の二、六七と一体をなす国有地以外の区域 良田字山廻り八九の一部 良田字村土居四〇六の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
良田字小谷田	良田字輪ノ内六七の一部及び五九の二、六七と一体をなす国有地の一部 良田字小谷田のうち八七の一部以外の区域 良田字山廻り八八の一部及びこれと一体をなす国有地
良田字山廻り	良田字輪ノ内六六の二の一部、六七の一部及び四八の二、六六の二、六七と一体をなす国有地の一部 良田字小谷田八七の一部 良田字山廻りのうち八八の一部、八九の一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 良田字平田一〇三の一部及びこれと一体をなす国有地
良田字平田	良田字山廻り九二の一部 良田字平田のうち一〇二の二、一〇二の二、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 良田字口宮ノ谷一一四の一部及びこれと一体をなす国有地
良田字口宮ノ谷 西分	良田字口宮ノ谷西分のうち一〇六の一部以外の区域

  

良田字口宮ノ谷	良田字平田一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 良田字口宮ノ谷西分一〇六の一部 良田字口宮ノ谷のうち一一四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 良田字中宮ノ谷一三三の一部、一四一の一部、一四二の一部、一五五の一部、一五六から一五八まで及びこれらと一体をなす国有地
良田字中宮ノ谷	良田字中宮ノ谷のうち一三三の一部、一四一の一部、一四二の一部、一五五の一部、一五六から一五八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 良田字奥宮ノ谷一六三の一部
良田字奥宮ノ谷	良田字奥宮ノ谷のうち一六三の一部以外の区域
良田字推谷	良田字推谷のうち二二九の一部以外の区域
良田字中道谷	良田字中道谷のうち二三九、二四〇、二四一の二の一部、二四一の二、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 良田字中道谷西分三〇八の一部
良田字中道谷西分	良田字中道谷西分のうち三〇八の一部、三一〇の二の一部以外の区域
良田字口道谷	良田字推谷二二九の一部 良田字中道谷二三九、二四〇、二四一の二の一部、二四一の二、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地 良田字中道谷西分三〇八の一部、三一〇の二の一部 良田字口道谷の全域 良田字中道三二四の一部、三二五の一部、三二六、三二七の二の一部、三二七の二の一部、三四五の一部及びこれら

良田字中道	良田字中道のうち三二四の一部、三二五の一部、三二六、三二七の一部、三二七の二の一部、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 良田字中道西分三五九の一部 良田字稲場三六〇の二の一部、三六〇の二の一部、三六五の二の一部、三六五の三及びこれらと一体をなす国有地
良田字中道西分	良田字中道西分のうち三五九の一部以外の区域
良田字稲場	良田字山廻り八八の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 良田字平田一〇二の二、一〇二の二、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地 良田字稲場のうち三六〇の二の一部、三六〇の二の一部、三六五の二の一部、三六五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
良田字稲場西分	良田字稲場西分のうち三七八の一部以外の区域
良田字村土居	良田字輪ノ内四三の一部、四六の一部、四八の二の一部、四八の二の一部及び四三、四六、四八の一、四八の二と一体をなす国有地の一部 良田字山廻り八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 良田字稲場西分三七八の一部 良田字村土居のうち四〇六の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

良田字野町	良田字野町のうち六二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 良田字野町六二三及びこれらと一体をなす国有地 良田字口乱城のうち六五八の一部、六五九の一部及び六五七から六五九までと一体をなす国有地の一部以外の区域
良田字口乱城	良田字野町六二三及びこれらと一体をなす国有地
良田字奥乱城	良田字奥乱城の全域 良田字口乱城六五八の一部、六五九の一部及び六五七から六五九までと一体をなす国有地の一部
良田字高尾ノ二	良田字高尾ノ二のうち七二三の一部以外の区域
良田字中菰蒲谷西分	良田字中菰蒲谷西分のうち七一六から七一八までの一部、七二六から七二八までの一部以外の区域
良田字口菰蒲谷	良田字中道三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 良田字高尾ノ二七二三の一部 良田字中菰蒲谷西分七一六から七一八までの一部、七二六から七二八までの一部 良田字口菰蒲谷の全域 良田字中菰蒲谷七五一から七五四まで及びこれらと一体をなす国有地
良田字口道谷西分	良田字口道谷西分のうち七四〇の一部、七四三の二、七四四の一部以外の区域
良田字中菰蒲谷	良田字中菰蒲谷のうち七五一から七五四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第七百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥 取 産 院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	昭和六十二年八月二十四日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目五四七	昭和六十二年八月十八日
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎二区四二九	昭和六十二年八月十七日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方二丁目六一	昭和六十二年八月十六日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八一五	昭和六十二年八月二十一日
岸田歯科医院	倉吉市東町三五一一二	"
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	昭和六十二年八月十五日
吉田一陽堂 若桜橋薬局	鳥取市戎町四一三	昭和六十二年八月十八日
有限会社 五蔵円薬局	鳥取市二階町二丁目二〇七	"

立岩薬局	鳥取市吉方温泉一丁目二二一	"
有限会社 加藤薬局	鳥取市弥生町二〇一	"
山田薬局	倉吉市福庭三六〇一一	昭和六十二年八月十五日
法橋薬局	米子市明治町二〇一	"
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	"
船木歯科医院	西伯郡中山町塩津字葉砂粉三一三一	昭和六十二年八月十七日
木下産婦人科医院	米子市角盤町一丁目九四	昭和六十二年八月二十四日

鳥取県告示第七百三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日

田 中 宏 欣	鳥粟第六四一号	昭和六十二年八月十一日
松 浦 孝 夫	鳥粟第六四二号	"

鳥取県告示第七百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井 上 忠 典	鳥国医第三、六一〇号	昭和六十二年七月十日
笹 岡 龍 次	鳥国医第三、六一一号	"
三 田 ち は る	鳥国医第三、六一二号	"
岩 部 富 夫	鳥国医第三、六一三号	昭和六十二年七月十三日

鳥取県告示第七百三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
石田内科・循環器科医院	米子市夜見町一七五八一	昭和六十二年七月二十一日

鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業北条西地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十二年九月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る市場地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る良田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合の理事が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、告示する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

氏 名 住 所

伊藤 憲 男 鳥取市滝山三〇〇

太田 亨 鳥取市立川町二丁目四五八

小林 庄 鳥取市卯垣四丁目三〇六

竹内 恒次 鳥取市小西谷三三

谷口 晃 一 鳥取市永楽温泉町五〇五

武田 整 二 鳥取市片原四丁目二二二

広田 喜代治 鳥取市卯垣一五三

福田 富雄 鳥取市滝山三五五

馬淵 深 一 鳥取市卯垣二丁目五〇七

馬淵 雄 鳥取市卯垣一丁目一〇三

就任した役員の氏名及び住所

氏 名 住 所

伊藤 憲 男 鳥取市滝山三〇〇

竹内 恒次 鳥取市小西谷三三

- 谷口 晃 一 鳥取市永楽温泉町五〇五
- 武田 整 二 鳥取市片原四丁目二二
- 寺垣 千代子 鳥取市卯垣五丁目五〇
- 広田 喜代治 鳥取市卯垣一五三
- 福田 富雄 鳥取市滝山三五五
- 馬淵 深 一 鳥取市卯垣二丁目五〇七
- 馬淵 昌文 鳥取市卯垣一丁目一〇三
- 馬淵 哲太郎 鳥取市卯垣一丁目一二六

鳥取県告示第七百三十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和六十二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

を	鳥取支店	鳥取市元魚町二丁目
	鳥取支店	鳥取市川端三丁目

に改める。

正 誤

昭和六十一年十月鳥取県告示第八百四十八号（土地改良区の役員就任について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
三 下	十一	一三七一一
四 上	六	一三七一一

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十二号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段	誤	正
二 上	三二、二〇〇円	三二、二〇〇円
	二六、九〇〇円	二六、九〇〇円

昭和六十二年九月鳥取県告示第七百二十二号（土地改良法による換地計画の決定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行	誤	正
五 上 九	及び岸本町役場	岸本町役場及び会見町役場